

入札説明書

本件調達に関し、競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書、会計法、その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるものを熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 契約件名

令和8～12年度大分労働局の業務用自動車（普通乗用車1台）賃貸借業務一式

2 調達物品、調達物品の数量、納入場所及び仕様

納入場所、数量および仕様については別添「令和8～12年度大分労働局の業務用自動車（普通乗用車1台）賃貸借業務一式仕様書」のとおり。

3 入札方法

- (1) 落札者の決定は、**総合評価落札方式**をもって行う。
- (2) 入札者は、業務本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。
当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に物件を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 「令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）」の「役務の提供等」において、九州・沖縄地域で「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
 - ① 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
 - ③ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者。
- (5) 次の要件を満たす者であること。
 - ① 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。
ア. 厚生年金保険 イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ. 船員保険
エ. 国民年金 オ. 労働者災害補償保険 カ. 雇用保険

※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

 - ② この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送

検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記 14 の連絡先に照会すること。

- (6) 労働関係法令を遵守していること。

5 参加申込書の提出

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

- (1) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後4時00分

- (2) 提出場所

〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 大分第2ソフィアプラザビル3階

大分労働局総務部総務課会計第二係

電話 097-536-3211

- (3) 提出書類及び方法

①電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申込書（別紙1） ・委任状（別紙2）（※該当者のみ） ・誓約書（別紙4） ・自己申告書（別紙5） ・令和8～12年度 大分労働局の業務用自動車（普通乗用車1台）賃貸借業務一式に係る性能等証明書 ※性能等を証明するパンフレット等を添付すること。 	<p>スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。（持参もしくは郵送可）</p>

②紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申込書（別紙1） ・委任状（別紙2）（※該当者のみ） ・紙入札参加申出書（別紙3） ・誓約書（別紙4） ・自己申告書（別紙5） ・令和8～12年度 大分労働局の業務用自動車（普通乗用車1台）賃貸借業務一式に係る性能等証明書 ※性能等を証明するパンフレット等を添付すること。 	<p>持参もしくは郵送により提出すること。</p>

③その他

上記①、②の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

6 入札執行の日時及び場所等

- (1) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年7月21日（火）午前10時00分（午前9時50分から開場）

場 所 大分労働局 総務部 総務課（大分市東春日町 17 番 20 号 大分第2ソフィアプラザビル3階）

- (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち合いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

- (3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- (4) 再度入札の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

7 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。

(1) 提出期限

令和8年7月21日(火) 午前9時30分 (入札公告のとおり)

(2) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所

〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階

(3) 提出書類及び方法

①電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札書 ※ 書面による提出不要 ・入札金額内訳書(任意様式)	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。(持参もしくは郵送可)

②紙入札による場合

提出書類	提出方法
・入札書 ・入札金額内訳書(任意様式)	持参もしくは郵送により提出すること。

※ 入札書等は、別紙様式にて作成し、封筒に入れ封印し、その封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(「支出負担行為担当官大分労働局総務部長」と記載)及び「[〇〇〇〇(入札件名)] 入札書在中」と朱書しなければならない。

なお、入札書等の提出は直接持参又は、郵送によることとするが、郵送の場合には、提出期限の前日までに上記提出場所に到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。また、郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

8 代理人による入札

(1) 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

書類の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

(2) 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、入札前に別紙2の様式による「委任状」を提出しなければならない(※上記5参照)。

(3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札において他の入札者の代理を兼ねることができない。

9 落札者の決定方法

(1) 本入札は一般競争入札とし、落札者の決定は、原則として、本件入札公告及び本説明書に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断したものであって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

(2) 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含めて契約金額を見積るものとする。

(3) 落札者となる同点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに

代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- (4) 入札の結果、予定価格の制限内で落札者がいないときは、直ちに再入札に付する。
- (5) 競争入札において入札者が無くなった時、又は落札者が無いときは、予定価格の制限内で随意契約をすることができる。
- (6) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、電話及び電子調達システムの開札結果の通知書（落札通知書）により通知するものとする。

10 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

上記7の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

11 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

12 入札保証金及び契約保証金 免除

13 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 本入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。また、詳細を記載した内訳書（見積書）を提出すること。内訳書（見積書）を提出するにあたって以下のことに留意すること。
 - ① 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
 - ② 提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないとは判断される場合は、支出負担行為担当官は説明を求めることがある。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とする。
- (4) 契約書は、大分労働局所定のものを使用し、当局の契約者は、支出負担行為担当官 大分労働局総務部長とする。
- (5) 納品検査終了後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払う。
- (6) 入札結果については公表する。
- (7) 本入札に関して交付される入札説明書及び仕様書（以下、「仕様書等」という。）は、本入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、次のとおり取り扱うこと。
 - ① 入札に参加しようとする者は、仕様書等を借り受けるものとする。
 - ② 交付する仕様書等の所有権は、大分労働局が有するものとする。
 - ③ 仕様書等を借り受けた者は、本入札の目的を遂行することのほかに複製をすることを禁ずる。
 - ④ 仕様書等を借り受けた者のうち、本入札に参加しようとする者は応札しようとする時に、参加しない者は不参加の意思決定後、速やかに大分労働局に仕様書等を返却することとする。
- (8) 電子調達システムに関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。
 - ①F&Q・問い合わせ URL <https://www.p-portal.go.jp/faq>
 - ②電子調達システムヘルプデスク 電話 0570-000-683（ナビダイヤル）
- (9) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものである。

14 質問事項

その他、仕様等の内容及び入札、契約関係についての疑義が生じた場合は、書面により令和8年7月16日(木)午後4時00分までに下記連絡先まで提出すること。

連絡先 〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
大分労働局総務部総務課会計第二係 担当者 高藤 千聖
電話：097-536-3211

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121